

所得税、市・県民税の 申告会場が変わります

■開設期間 **2月16日(月)～3月16日(月)**

※土・日曜日、祝日を除く

■開設時間 **午前9時～午後5時**

※ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。

■会場 **ゆめドームうえの第2競技場**



※今年から申告会場をゆめドームうえのに変更します。また、上野税務署・伊賀市役所の庁舎では申告会場を設けていませんのでご注意ください。

※市・県民税の申告の場合は、次頁の会場でも受付を行っています。(支所会場では来場者が多数の場合、入場を制限しますので、なるべく広いゆめドームうえのをご利用ください。)

■その他 住宅借入金等特別税額控除対象の方につきましても、相談業務はゆめドームうえので行います。申告に際して特別の事情のある方には、個別相談コーナーを設置していますのでお気軽にご相談ください。

※申告相談会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめのうえご来場ください。

◆◆◆ 申告が必要な方は ◆◆◆

前年の所得状況などに基づき、申告が必要な方には2月上旬に申告用紙を送付させていただきます。届いていない場合であっても申告が必要と思われる方は、伊賀市役所税務課市民税係・各支所総務振興課・各申告相談会場および上野税務署に申告用紙を備え付けていますので、ご利用ください。

申告が必要な方は、おおむね次のとおりです。

■所得税の確定申告が必要な方

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成20年中の所得金額の合計額が所得控除(基礎控除・扶養控除など)の合計額を超える場合
- ②給与所得者で
 - ・給与の年収が2,000万円を超える場合
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ③複数の事業所から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- 確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■市・県民税の申告が必要な方

- 1月1日現在、伊賀市に居住する方で、下記に該当する場合、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされる方は申告の必要がありません。
- ①平成20年中に所得があった場合
 - ②給与所得者で
 - ・勤務先から給与支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・給与所得以外の所得があった場合
 - ③公的年金所得者で
 - ・支払者から公的年金等支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・公的年金など以外の所得があった場合
 - ④雑損控除や医療費控除などを受けようとする場合
 - ⑥伊賀市以外の市町村に居住する人の扶養になっている場合

◆◆◆ 申告に必要なもの ◆◆◆

①印鑑②申告書③給与や公的年金の源泉徴収票④控除を受けるために必要な証明書など⑤所得税の還付申告をする方は預貯金口座情報のわかるもの ◆医療費控除を受ける場合…医療費の領収書・保険などで補てんされた金額の明細書など◆社会保険料控除を受ける場合…各種健康保険料・介護保険料や国民年金などの掛け金の領収書または証明書◆生命保険料・地震保険料控除を受ける場合…保険会社が発行する支払保険料の控除証明書◆寄附金控除を受ける場合…寄附金の領収書◆住宅借入金等特別控除を受ける場合…登記簿謄本・売買契約書・住民票の写し・増改築等工事証明書・住宅取得資金借入金の年末残高証明書

◆◆◆ 会場までの無料送迎バスについて ◆◆◆

伊賀市役所・各支所・各地区市民センター（上野支所管内）から「ゆめドームうえの」間の送迎バスを運行します。

●伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

運行日	市役所発時間	会場発時間
2月17日（火）・19日（木）・24日（火）・26日（木）	9:00 発 13:00 発 10:00 発 14:00 発	9:30 発 13:30 発 10:30 発 14:30 発
3月3日（火）・5日（木）・10日（火）・12日（木）	11:00 発 15:00 発	11:30 発 16:15 発

●地区市民センター・各支所 ⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
地区市民センター	支所	
神戸・比自岐・依那古	青山支所	2月17日（火）・25日（水）、3月6日（金）・12日（木）
長田・小田	島ヶ原支所	2月19日（木）・27日（金）、3月4日（水）・10日（火）
友生	大山田支所・伊賀支所	2月18日（水）・25日（水）、3月2日（月）・5日（木）
府中・中瀬	阿山支所	2月18日（水）・24日（火）、3月3日（火）・11日（水）
古山・猪田		2月27日（金）、3月4日（水）・13日（金）
諏訪・新居・三田		2月20日（金）・26日（木）、3月13日（金）
花垣・花之木・久米		2月20日（金）、3月6日（金）・11日（水）

【注意事項】

- ①地区市民センター・各支所から「ゆめドームうえの」間の送迎バスは、場所により発着時間が異なります。バスの時刻表は各地区市民センターおよび各支所にありますので、お問い合わせください。
- ②バスは天候・路面状況などにより、運休や運行時刻を変更する場合がありますのでご了承ください。
- ③バスの利用料はいずれも無料です。

◆◆◆ 市・県民税申告相談会場 ◆◆◆

開催日	会場	
2月19日（木）・20日（金）	島ヶ原支所2階会議室	※いずれも受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時（ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。）
2月25日（水）・26日（木）	青山福祉センター教養娯楽室2	
3月2日（月）・3日（火）	大山田農村環境改善センター多目的ホール	
3月5日（木）・6日（金）	いがまち保健センター研修室	
3月11日（水）・12日（木）	阿山保健福祉センター1階ホール	

※市・県民税申告相談会場は毎年かなり混雑し、来場者の皆さんにご迷惑をおかけしています。なるべく合同会場である「ゆめドームうえの」のご利用をお願いします。

自書申告にご協力ください

所得税や市・県民税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って申告する制度をとっています。

申告相談会場では、ご質問に対して職員がその都度対応しますので、自書記載の推進にご協力をお願いします。

申告書をもとに証明書を発行しています

市・県民税の申告が必要な方が申告しないと、借入れ・扶養・住宅・福祉・教育などの申請に必要な証明書（所得証明・課税証明）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な方は必ず申告してください。

～ご存知ですか～

「要介護認定などを受けている方の 税の障害者控除について」

身体障害者手帳や療養手帳をお持ちでない方で、要介護認定などを受けており、一定の条件に該当する65歳以上の方は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。（ただし、本人およびその扶養者が、所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません）

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 本庁介護保険課 ☎26-3939

【申告に関する問い合わせ】

◆所得税の確定申告 上野税務署 ☎21-0950

◆市・県民税の申告 本庁税務課市民税係

☎22-9613